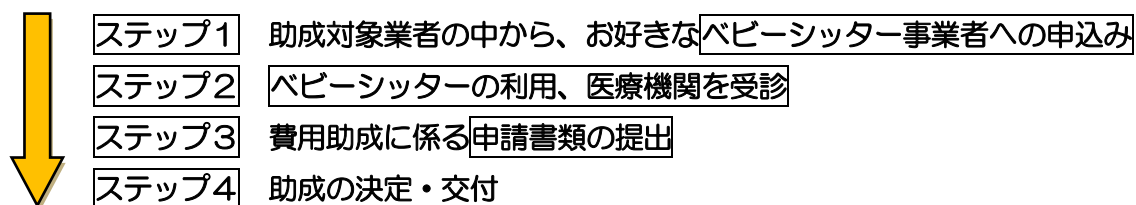


訪問型病児・病後児保育利用料助成制度のご案内

保育園等に通っている乳幼児が病気や怪我などでお休みをし、保護者の仕事の都合がつかないなどの理由により、家庭で保育をする人がいない場合、ご自宅でベビーシッターを利用した際の費用の一部を助成します。

対象となるお子様	目黒区内に住所を有し、認可保育園、家庭福祉員、地域型保育、認証保育所などの認可外保育施設（区外施設も含む）、こども園等を利用している <u>保育の必要な未就学児</u> です。 緊急一時保育をご利用の方は利用期間中のみ助成対象となります。
助成対象の利用日	月曜日から土曜日 日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）は助成対象外
助成対象の事業者	（１）公益社団法人全国保育サービス協会加盟事業者 （２）公益社団法人全国保育サービス協会が国から委託を受けて実施するベビーシッター派遣事業の割引券取扱事業者 ☆区ではベビーシッター事業者のご紹介は出来ません。上記の事業者には病児・病後児の保育を受け付けていない事業者もございますので、事前にご確認ください。
助成金額	1時間につき1,000円（料金が1時間1,000円未満の場合は実費分まで）の助成で、 <u>1日10時間</u> （1時間未満の部分については切り捨て）までとなります。 お子様1人あたり年度内（4月1日～3月31日）40,000円が助成の上限です。 ☆入会金、年会費、登録料、ベビーシッターの交通費、クーポン等で割引された部分の金額は助成対象外です。 ☆目黒区内、区外問わず、病後児保育施設の利用料は助成対象外です。

*利用、助成金を受け取るまでの流れ



ステップ1. ベビーシッター事業者への申込み

資格や実績、利用方法や料金などをご確認の上、利用対象の事業者にご直接お申し込みください。
事前の登録が必要になる場合もございますので、日頃から情報収集をお願いいたします。

ステップ2. ベビーシッターの利用、医療機関を受診

サービスを受けた後、領収書と利用明細書を貰うことを忘れないでください。
また、利用日の前後7日間以内に医療機関を受診してください。受診が無い場合は、助成対象とはなりません。
医療機関を受診したことが分かるものを保管してください。

ステップ3. 申請書類の提出

ベビーシッターの利用日から1年以内に、下記の書類①～④を目黒区保育課保育係まで、オンライン申請フォーム（LoGo フォーム）、郵送、持参のいずれかの方法でご提出ください。当該日が土日祝日の場合は、その翌日以降直近の休日等でない日が締切日となります。1事由につき1申請となります。期限を過ぎた申請については、一切、受付が出来ませんのでご注意ください。不着等の事故は責任を負いかねます。投函後、提出されているかご心配な場合は、下記の問い合わせ先までご確認ください。

①訪問型病児・病後児保育利用料助成申請書兼口座振替依頼書（第1号様式）	保管や審査の都合上、筆記した文字等を容易に消すことができるボールペンで記載された申請書、修正液で訂正した申請書は受付できませんのでご注意ください。
②訪問型病児・病後児保育利用に係る受診証明書（第2号様式）または医療機関を受診したことが分かる書類	受診証明書は料金がかかる場合がございますので、 <u>受診日と患者氏名、病院名</u> の記載があるものであれば代用が可能です。 例）医療費に関する領収書やレシート、お薬手帳、診療明細書、医師の処方に基づく処方箋及び服用説明書など（全て、写しも可）
③ベビーシッター事業者の領収書	口座名義人と領収書の名義を同一の方にしてください。 <u>請求書での代用はできません</u> のでご注意ください。
④ベビーシッター事業者の利用明細書	利用児童の名前、利用日、利用時間、利用明細（金額の内訳等）の記載があるものを提出してください。 領収書と明細書が一つになっていても構いません。

①、②の様式は目黒区役所保育課、区内保育施設、区内病後児保育室にあり、目黒区のホームページからダウンロードも可能です。手続き、記載方法についてのご質問や書類の提出については、区内保育施設、区内病後児保育室では受付できません。下記担当にお問い合わせ及びご提出をお願いします。

オンライン提出フォーム

URL：<https://logoform.jp/form/KeTk/515474>



ステップ4. 助成の決定・交付

提出いただいた書類を審査します。申請内容の確認でお電話をする場合がございます。また、お子様が在籍している保育施設、ご利用の医療機関やベビーシッター事業者にも申請内容を確認する場合がございますのでご了承ください。助成が適当と認められた場合は「交付決定兼支給通知書」（第3号様式）を送付いたします。審査の結果、助成が不適当の場合は、「非該当通知書」（第4号様式）を送付いたします。毎月月末までに到着した申請については、翌月末までに通知書を送付する予定です。また、書類の不備がある場合を除き、毎月月末までに到着した申請については、翌月最終営業日までに振込みをする予定です。

ご不明な点がございましたら、問い合わせ先までお電話ください。

目黒区ホームページ（右コード①）に、制度の概要や手続きの流れなどを掲載しております。

①



また、よくあるご質問を目黒区ホームページ（右コード②）に掲載しておりますので、是非、そちらもご参考にしてください。

②



☎問い合わせ、申請書類の提出先☎

〒153-8573（郵便番号を記載いただければ、住所の記載は必要ございません）

目黒区役所 子ども若者部保育課保育係 訪問型病児助成担当 宛て 電話 5722-9865（直通）